



目 次	ページ
規 則	
◎高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	3
訓 令	
◎職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	4
告 示	
◎技能職員の特殊勤務手当の支給等に関する就業規則の一部改正 (行政管理課)	4
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	4
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (")	4
○告示 (道の中心線からの水平距離の指定)の一部改正 (建築指導課)	4
○告示 (道の中心線から水平距離の指定)の一部改正 (")	4
○告示 (建築基準法による道の指定)の一部改正 (")	4
○建築基準法による道の指定の廃止 (3件) (")	4
告 示	
高知県議会告示	
高知県教育委員会告示	
高知県警察本部告示	
◎技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正 (行政管理課)	4
高知県教育委員会規則	
◎高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則	5
高知県教育委員会告示	
◎技能職員の特殊勤務手当の支給等に関する就業規則の一部改正	5
入札公告	
○一般競争入札 (高知県立幡多けんみん病院で使用する電気) の公告 (公営企業局)	

県立病院課) 5

○一般競争入札 (高知県立あき総合病院
で使用する電気) の公告 (") 6

規 則

高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月6日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第39号
高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則 (平成15年高知県規則第69号) の一部を次のように改正する。
別記第8号様式別紙3中「第19条の8第3号イからホまで」を「第19条の8第3号イからへまで」に改め、同様式 (添付書類7) を次のように改める。

(添付書類7)

年 月 日

高知県知事 様

鳥獣捕獲等事業者 主たる事務
所の所在地
名称
代表者の職・氏名

(記名押印又は署名)

役員等欠格事由非該当誓約書

当法人の役員及び事業管理責任者については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまでに規定する下記の要件のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記第12号様式別紙3中「第19条の8第3号イからホまで」を「第19条の8第3号イからへまで」に改め、同様式（添付書類8）を次のように改める。

(添付書類8)

年 月 日

高知県知事 様

認定鳥獣捕獲等事業者 主たる事務
所の所在地
名称
代表者の職・氏名

(記名押印又は署名)

役員等欠格事由非該当誓約書

当法人の役員及び事業管理責任者については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからへまでに規定する下記の要件のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくはは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。



高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第40号

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立自然公園条例施行規則（昭和35年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第25条第2項中「第28条第5項」を「第28条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国及び地方公共団体以外の者が、条例第28条第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。



高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第41号

高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

高知県自然環境保全条例施行規則（昭和49年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実にを行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第27条第2項中「第24条第5項」を「第24条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国及び地方公共団体以外の者が、条例第24条第3項の認定を受ける場合は、前条第1号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

訓 令

高知県訓令第4号

本 庁
各出先機関

職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間等に関する規程（昭和34年9月高知県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（臨時及び非常勤職員を除く。以下同じ。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第519号

技能職員の特殊勤務手当の支給等に関する就業規則（昭和38年3月高知県告示第122号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

第1条中「次条」を「次条第1項」に、「第3条第1項第3号」を「第3条第3号」に改める。

附 則

この就業規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知県告示第520号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
幡多郡大月町姫ノ井字タキ山1845の5、字モヒロゴリ303
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第521号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和53年10月農林水産省告示第361号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに高知市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第522号

昭和47年11月高知県告示第640号（道の中心線からの水平距離の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 302を次のように改める。
- 302 南国市久礼田字中ノ土居1146番6から字マナベ2番4に至る延長1,300メートルの道

高知県告示第523号

昭和50年7月高知県告示第418号（道の中心線から水平距離の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 407を次のように改める。
- 407 南国市篠原字神母ノ前962番1地先から字久留守1113番1地先に至る延長220メートルの道

高知県告示第524号

平成13年8月高知県告示第489号（建築基準法による道の指

定）の一部を次のように改正する。

令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 5を次のように改める。
- 5 南国市篠原字久留守ノ北1115番4地先から1116番2地先に至る延長43メートルの道

高知県告示第525号

昭和47年10月高知県告示第606号（道の中心線からの水平距離の指定）で建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定した道のうち、次の道の指定を廃止する。

令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 72 南国市大篠字又四郎から南国市大篠字若宮東に至る延長252メートルの南国市道（又四郎線）

高知県告示第526号

平成12年3月高知県告示第150号（建築基準法による道の指定）で建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定した道のうち、次の道の指定を廃止する。

令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 7 南国市篠原字若宮ノ東1278番1地先から1287番地先に至る延長45メートルの道

高知県告示第527号

平成28年7月高知県告示第414号（建築基準法による道の指定）で建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定した次の道の指定を廃止する。

令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 南国市篠原字若宮ノ東1254番1地先から字又四郎1169番1地先に至る延長233メートルの道

告 示
議 会 告 示
教 育 委 員 会 告 示
警 察 本 部 告 示

高知県告示第528号

高知県議会告示第1号

高知県教育委員会告示第2号

高知県警察本部告示第1号

技能職員の給与及び旅費に関する就業規則（昭和32年10月高知県告示第645号）

県議会議長告示第1号
県教育委員会告示第30号
県警察本部告示第1号
令和元年12月6日

高知県知事 尾崎 正直
高知県議会議長 桑名 龍吾
高知県教育長 伊藤 博明
高知県警察本部長 宇田川 佳宏

第1条中「以下」を「第3条第2項を除き、以下」に改める。
第5条中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

附 則

この就業規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会規則

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第5号

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成18年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改める。

第2条第1項中「第47条の6第1項ただし書」を「第47条の5第1項ただし書」に改め、同条第3項中「第47条の6第2項第1号」を「第47条の5第2項第1号」に改める。

第8条中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

第9条中「第47条の6第6項又は第7項」を「第47条の5第6項又は第7項」に改める。

第10条中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第3号

技能職員の特殊勤務手当の支給等に関する就業規則(昭和56年2月高知県教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和元年12月6日

高知県教育長 伊藤 博明

第1条中「。以下「条例」という。」を削り、「(以下)を「(第2条第2項を除き、以下)に、「条例第3条第1項第3号」を「同条例第3条第3号」に改める。

第3条第1項中「第2条第1項及び第2項」を「第2条第1項又は第2項」に改める。

附 則

この就業規則は、令和2年4月1日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年12月6日

高知県公営企業局長 北村 強

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

高知県立幡多けんみん病院で使用する電気 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期間

令和2年4月1日午前零時から令和3年3月31日午後12時まで

(4) 購入物品の納入場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(入札説明書による。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物

品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県公営企業局県立病院課

電話番号088-821-4634

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和元年12月6日(金)から同月23日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和元年12月6日午前9時から同月23日午後5時までの間に高知県公営企業局県立病院課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/>)で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年1月23日(木)午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和2年1月22日(水)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市本町五丁目2番17号 本町ビル4階B室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

<p>高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和元年12月23日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理総務事務センターに提出すること。ただし、令和元年12月23日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be</p>	<p>procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Hata Kenmin Hospital</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 23 December 2019</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Thursday 23 January 2020</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 22 January 2020</p> <p>(5) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan Tel: 088-821-4634</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p> <p>~~~~~</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 令和元年12月6日 高知県公営企業局長 北村 強</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 購入物品の名称及び数量 高知県立あき総合病院で使用する電気 一式 (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。 (3) 購入物品の納入期間 令和2年4月1日午前零時から令和3年3月31日午後12時まで (4) 購入物品の納入場所 安芸市宝永町3番33号 高知県立あき総合病院 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札説明書による。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p>	<p>(2) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等 (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県公営企業局県立病院課 電話番号088-821-4634 (2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和元年12月6日（金）から同月23日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和元年12月6日午前9時から同月23日午後5時までの間に高知県公営企業局県立病院課のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/）で交付する。 (3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和2年1月23日（木）午後2時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和2年1月22日（水）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市本町五丁目2番17号 本町ビル4階B室</p>
--	--	---

<p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和元年12月23日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和元年12月23日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口</p>	<p>3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Supply of electricity for the Kochi Prefectural Aki General Hospital</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 23 December 2019</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 2:30 P.M. on Thursday 23 January 2020</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 22 January 2020</p> <p>(5) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan Tel: 088-821-4634</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
--	---	--